

**【逐条解说】**

**北海道知床世界自然遺産条例  
(平成28年北海道条例第10号)**



北海道  
平成28年3月

# 目次

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	2
第2条 定義	2
第3条 基本理念	4
第4条 道の責務	6
第5条 関係団体の役割	7
第6条 道民等の役割	7
第7条 事業者の役割	8
第2章 基本的施策	
第8条 知床世界自然遺産地域管理計画等に基づく施策の推進	9
第9条 施策の立案等における配慮等	9
第10条 国、関係市町村等の意見等の反映	10
第11条 関係者間の意見の調整	10
第12条 体制の整備	10
第13条 関係市町村等に対する支援	11
第14条 調査等の推進	11
第15条 道民等の理解の増進等	11
第16条 担い手の確保及び育成	12
第17条 関係法令等に基づく措置	12
第18条 財政上の措置	13
附則	13

## 前 文

知床は、北半球における流氷の南限とされており、流氷がもたらす恩恵を受けて多種多様な生物が生息し、及び生育している。シロザケ、カラフトマス等が海と川を往来し、これらを餌とするヒグマ、オオワシ等の大型哺乳類、絶滅のおそれのある猛禽(きん)類や、シャチ等の海棲(せい)哺乳類、ケイマフリ等の海鳥などの様々な動物が生息するほか、北方系と南方系の野生生物が混在している。

このように、海域と陸域の自然環境が密接に関連し合い、多様な生物とこれらの生物間の相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっていることが高く評価され、知床は、平成 17 年 7 月、世界自然遺産に登録された。

これまで知床の自然環境が守られてきた背景には、アイヌの人々が知床の自然と共生し、優れた自然環境を脈々と引き継いできた歴史や、地域の主導により知床を乱開発から守るための活動が展開されてきた経緯があることを忘れてはならない。また、自然公園法等の法令による規制や国、道、関係団体等による自主的な遵守事項の策定により、自然環境の保全と適正な利用との両立も図られてきたが、近年、登山道における植生の荒廃、人と野生動物とのあつれき、自然環境の保全と適正な利用を推進する担い手の不足などの課題に対応していくことが求められている。

知床世界自然遺産の世界的にも類いまれな価値を有する自然環境を人類共有の財産として、より良い形で将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、国、道、関係市町村、関係団体、道民、来訪者等がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進し、知床世界自然遺産の自然環境がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受することができるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

### 【解 説】

この条例の制定に至った経緯やその背景を説明しています。

#### <第 1～2 段落目>

知床が世界自然遺産に登録された理由について説明しています。

具体的には、次の 2 つの評価基準に該当し、登録されました。

##### ①生態系

陸上、淡水域、沿岸及び海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。

##### ②生物多様性

学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれがある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、最も重要な自然の生育地を含むこと。

#### <第 3 段落目>

これまで知床の自然環境が守られてきた背景には、次のような知床に暮らす人々の絶え間のない努力があったことを説明しています。

①アイヌの人々が知床の自然と共生し、優れた自然環境を脈々と引き継いできた歴史

②地域の主導により知床を乱開発から守るための活動(※)が展開されてきた経緯

※ 知床 100 平方メートル運動・・・斜里町が昭和 52 年に知床国立公園内の農業開拓跡地を乱開発から守り森林に復元することを目的として、土地の買い取りや植樹費用等のための寄付金を募った運動。目標金額が達成されたため、現在は「100 平方メートル運動の森・トラスト」として新たな活動が展開されている。

また、知床世界自然遺産は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)等の法令により、国立公園、原生自然環境保全地域、鳥獣保護区等に指定され、開発行為、立木伐採、動植物の捕獲、立入等の規制がかかり、環境省や林野庁、道、地元自治体が、地域の関係団体と共に定めた知床半島中央部地区利用の心得、知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ、知床五湖ガイドライン等の自主的な遵守事項を活用した自然環境の保全や適正な利用の推進によって、自然環境の保全と利用の両立も図られてきましたが、近年、登山道におけるし尿処理や植生荒廃、野生動物とのあつれきといった問題が生じており、また、将来的には、人口減少に伴う地域の担い手不足等の課題が生じる懸念があり、これらの課題に対応していくことが求められていることを説明しています。

#### <第 4 段落目>

知床世界自然遺産の世界的にも類いまれな価値を有する自然環境を人類共有の財産として、より良い形で将

来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、国、道、関係市町村、関係団体、道民、来訪者等がそれぞれの役割を認識した上で、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の推進に、連携・協働して一体となって取り組んでいかなければならないことを説明しています。

＜第5段落目＞

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進し、知床世界自然遺産の自然環境がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受することができるよう、道民の総意としてこの条例を制定することを説明しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに関係団体、道民等（道民及び来訪者をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ることを目的とする。

### 【解 説】

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、

- ①関係者が共有すべき理念（第3条）
- ②道の責務と関係者の役割（第4条―第7条）
- ③道の施策の基本となる事項（第8条―第18条）

を定め、及び明らかにすることによって、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図るといふ、この条例の目的を定めるものです。

「もって」の前に規定されている「知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること」が本条例の一義的な目的で、「もって」の後に規定されている「人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ること」が本条例の最終的な目的です。

なお、本条例で推進する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の対象には、遺産区域の隣接地を含みますので、注意してください（詳細は、第2条第2項の解説を参照してください。）。

また、この条文の中で、「道民等」とは、「道民及び来訪者をいう。」と定義しています（「来訪者」については、第2条第3項において定義していますので、同項の解説を参照してください。）。

### (定義)

第2条 この条例において「知床世界自然遺産」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された知床の地域をいう。

2 この条例において「知床世界自然遺産の保全及び適正な利用」とは、知床世界自然遺産（これに隣接する地域であって、知床世界自然遺産と一体として保全しなければその生態系、生物の多様性その他の自然環境の保全に影響を及ぼすこととなるものを含む。第4条第1項、第6条第1項、第8条及び第15条第1項を除き、以下同じ。）の自然環境を保全すること及び知床世界自然遺産においてその自然環境の状態が維持される方法で観光旅行、余暇活動、事業活動その他の人為的な活動を行うことをいう。

3 この条例において「来訪者」とは、知床世界自然遺産を来訪する者をいう。

4 この条例において「関係団体」とは、知床世界自然遺産に関し、自然環境に係る調査研究、自然環境の保全に係る普及啓発その他の自然環境の保全に資する取組を実施し、又は支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

### 【解 説】

この条例で用いられる用語のうち、説明が必要な用語を定義しています。

## <第1項>

本条例が対象とする「知床世界自然遺産」の地域が、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された知床の地域であることを定義するもので、海域も含まれます。

### ※ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

#### 第11条

- 1 締約国は、できる限り、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定する一覧表に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。この目録は、すべてを網羅したものとはみなされなないものとし、当該物件の所在地及び重要性に関する資料を含む。
- 2 世界遺産委員会は、1の規定に従って締約国が提出する目録に基づき、第一条及び第二条に規定する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。最新の覧表は、少なくとも二年に一回配布される。

3～7 省略

## <第2項>

本条例が推進する「知床世界自然遺産の保全及び適正な利用」が、

①知床世界自然遺産の自然環境を保全すること

②知床世界自然遺産において、その自然環境の状態が維持される方法で、様々な活動を行うことであることを定義するものです。

様々な活動の例示として、観光旅行、余暇活動、事業活動を上げていますが、これらの活動に留まらず、日常生活など、あらゆる活動が対象となります。

なお、「知床世界自然遺産の保全及び適正な利用」の「知床世界自然遺産」には、知床世界自然遺産に隣接する地域であって、知床世界自然遺産と一体として保全しなければその生態系、生物の多様性その他の自然環境の保全に影響を及ぼすもの（＝隣接地（※））を含むよう定義しており、併せて、本項以降は、単に「知床世界自然遺産」と規定している箇所（「の保全及び適正な利用」と続けられていない箇所）でも、第4条第1項、第6条第1項、第8条及び第15条第1項を除き、隣接地を含むよう定義していますので、注意が必要です。

### ※ 隣接地

例えば、シマフクロウの巣は主に知床世界自然遺産内の森林にあります。えさ場が遺産外の海岸線にもあり、この海岸線まで保全しなければ、シマフクロウの生態が保護されません。また、サケ釣りで賑わうホロベツ川について、右岸は遺産内ですが、左岸が遺産外であるため、右岸だけでなく左岸も一体として保全しなければ、ホロベツ川の自然環境が損なわれます。このような考えから、隣接地についても、本条例に基づき自然環境の保全や適正な利用を推進する対象とするものです。

なお、斜里町側では概ね金山川まで、羅臼側では概ね植別川までの範囲をイメージしており、海域も含まれます。

## <第3項>

本条例で用いる「来訪者」が、知床世界自然遺産を来訪する者であることを定義するものです。

なお、来訪目的は限定されていませんので、観光はもとより、仕事、研修、避暑など、どのような目的であっても、一時的に知床世界自然遺産を訪れる者は、本条例の「来訪者」となります。

また、本条例で規定する「道民等」には、第1条で定義しているとおり、「来訪者」が含まれます。

## <第4項>

第5条で役割を定める「関係団体」が、知床世界自然遺産の自然環境に関する調査研究、自然環境の保全に関する普及啓発その他の自然環境の保全に資する取組を実施し、又は支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有する団体であることを定義するものです。

この対象は、主に「公益財団法人知床財団」（※）を想定していますが、上記の取組を実施し、又は支援する他の法人等も対象となります。

なお、エコツアーの開催など、エコツーリズムを推進している法人や団体も、「自然環境の保全に資する取組を実施し、又は支援する法人又は団体」に該当します。

※ 1988年に設立されて以来20年以上にわたって環境教育や普及啓発、野生生物の保護管理・調査研究、森づくりなどを行ってきた公益財団法人。

## 【公益財団法人知床財団定款】

### (目的)

第3条 この法人は、知床半島及びその周辺地域の自然環境に関する調査・研究、自然保護の普及啓発等の事業を行い、もって広く自然環境の保全と利用の適正化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野生動植物の調査・研究
- (2) 自然保護の普及啓発
- (3) 自然保護に関する諸団体との連携
- (4) 自然環境の保全管理及び公園施設等の管理運営受託業務
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (基本理念)

第3条 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 国、道、関係市町村及び関係団体の緊密な連携並びにこれらのものと道民等及び事業者との協働の下に行われること。
- (2) 生態系の状況等について定期的な調査研究が行われ、その結果を知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するための取組に順応的に反映させる方法により対応されること。
- (3) 陸域における取組と海域における取組とが統合的に行われること。
- (4) 原生的な自然環境が保存されている地域と人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されている地域との区分の下に行われること。
- (5) 世界自然遺産としての顕著な普遍的価値に対する道民等の理解の増進が図られること。
- (6) 知床世界自然遺産の自然環境を保全し及びその価値を向上させながら、エコツーリズム（エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）第2条第2項に規定するエコツーリズムをいう。第15条第2項において同じ。）が推進されること。
- (7) 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の継続的な確保及び育成が図られること。
- (8) 知床世界自然遺産以外の地域における自然環境の保全及び適正な利用に関する取組の模範となるよう、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する先進的な取組の推進が図られること。
- (9) 知床世界自然遺産以外の地域において自然環境の保全及び適正な利用の推進に取り組んでいるもの並びに知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼす可能性のある地域の関係者との広域的な協力の下に取組が行われること。

## 【解 説】

この条例の目的を達成するため、知床世界自然遺産に関わるすべての者が共有すべき理念を定めるものです。

### <第1号>

現場の視点が活かされるよう、日頃から知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関わっている関係市町村や関係団体と、各種制度を所管する国や道による緊密な連携の下で、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用が推進される必要があることを定めるものです。

なお、国とは、主に環境省釧路自然環境事務所や林野庁北海道森林管理局を、関係市町村とは、主に地元自治体である斜里町や羅臼町が該当しますが、施策等によっては、その他の国の機関（水産庁、国土交通省北海道運輸局等）や道内自治体（隣接する町等）も含まれます。

また、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するに当たり、道民や来訪者、事業者の果たす役割も大きいことから、行政機関等とこれらの者との協働の下で推進される必要があることも定めるものです。

### <第2号>

知床世界自然遺産の生態系は多種多様な生物により構成されており、その変化等の将来予測が不確実であ

るため、関係行政機関等によって定期的にモニタリング調査が行われ、関係行政機関等はその結果に応じて当該モニタリング調査の項目や、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するための計画・取組を柔軟に見直すという、順応的な管理方法により推進される必要があることを定めるものです。

<第3号>

知床世界自然遺産の価値は、様々な海棲生物が生息・生育する豊かな海洋生態系と原始性の高い陸上生態系の相互関係（海・川・陸にまたがる食物連鎖）に特徴があるため、陸域における取組と海域における取組とが統合的に行われる必要があることを定めるものです。

<第4号>

知床世界自然遺産には、「原生的な自然環境が保存されている地域」と「（観光や漁業活動等の）人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されている地域」があり、それぞれ管理に当たった視点異なるため、これらの地域が区分され、推進される必要があることを定めるものです。

なお、「原生的な自然環境が保存されている地域」及び「人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されている地域」は、次の地域を指しています。

【原生的な自然環境が保存されている地域】

主に、原生自然環境保全地域、国立公園特別保護地区及び第1種特別地域、森林生態系保護地域保存地区並びに国指定鳥獣保護区特別保護地区

【人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されている地域】

主に、国立公園特別地域及び普通地域、森林生態系保護地域保全利用地区並びに国指定鳥獣保護区

<第5号>

知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値（世界的にも類いまれな生態系や生物多様性があること）について、道民や来訪者の理解の増進が図られる必要があることを定めるものです。

<第6号>

自然環境を保全するだけでなく、利用してもらうことで、持続可能な地域社会と経済の構築が図られるという考え（※1）から、自然環境を保全し及び知床世界自然遺産のブランド価値を向上させながら、知床世界自然遺産においてエコツーリズム（エコツーリズム推進法で定めるエコツーリズムをいいます（※2））が推進される必要があることを定めるものです。

※1 ユネスコ世界遺産センター及び国際自然保護連合（IUCN）による現地調査の報告書（H20. 5）

【勧告14】

遺産地域に関する、統合的なエコツーリズム戦略を出来る限り早急に策定すること。この戦略は、遺産地域の自然価値の保護、観光客の自然に基づく良質な体験の促進、地域経済の発展の促進を基本とすべき。

※2 エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）

第2条 略

2 この法律において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

<第7号>

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用が将来にわたって推進されるよう、その担い手が継続的に確保され、及び育成される必要があることを定めるものです。

担い手は、公益財団法人知床財団等で活躍する地域のリーダー的な存在や、エコツアーガイドなどの来訪者に直接かかわる事業者に加え、知床世界自然遺産の保全や適正な利用の推進の一翼を担う道民も対象であることから、ガイド向け講習等のほか、学校における教育も重要です。

<第8号>

知床世界自然遺産においては、自然環境の保全や適正な利用を推進するための先進的な取組（関係行政機関・団体の連携による科学委員会等の設置・運営、新たなルールや事業の実施における提案・承認システムの構築・運用、情報提供紙の住民全戸配付、エゾシカ個体数調整等）を行っています。

これらの取組は、すでに、自然公園や世界自然遺産などの自然環境の保全や適正な利用の推進に取り組んでいる他地域の模範となっていますが、関係者がそのことの自覚と誇りを持って、更なる模範となるよう先進的な取組が推進される必要があることを定めるものです。そのことは、知床世界自然遺産のブランド価値を向上させることにもつながります。

<第9号>

知床世界自然遺産以外の地域において自然環境の保全や適正な利用の推進に取り組んでいる方々や、知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼす可能性のある地域との広域的な協力の下に、取組が推進される必要があることを定めるものです。

なお、「知床世界自然遺産以外の地域」及び「知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼす可能性のある地域」は、次の地域を指しています。

【知床世界自然遺産以外の地域】

国内外の他の世界自然遺産や国立公園等の地域

【知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼす可能性のある地域】

知床半島基部や北方領土、ロシア北東部等の知床の野生動物が移動してくる先や、知床の沿岸部の水質に影響を及ぼすアムール川流域等

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国と共に知床世界自然遺産を管理する責任を有する者として、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、関係市町村及び関係団体と緊密に連携するとともに、道民等及び事業者との協働に努めなければならない。

3 道は、道民等及び事業者の知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を促進するよう努めなければならない。

4 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、道、関係市町村、関係団体、学識経験を有する者等で構成される会議において合意された事項を尊重するものとする。

【解説】

この条例の制定主体である道の責務を定めるものです。

<第1項>

道は、国（環境省及び林野庁）と共に遺産地域の管理責任を有する者であり、この三者で知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の推進を中心となって担う必要があります。

このため、例えば、道は、「道有地の自然環境を保全すれば良い」、「主体となって定めた知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画に基づく施策を推進すれば良い」等といった限定的な責務ではなく、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策について、第3条の基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に推進する責務があることを定めるものです。

<第2項>

第3条第1号の基本理念を受けて、道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、関係市町村及び関係団体と緊密に連携するとともに、道民等及び事業者との協働に努める責務があることを定めるものです。

<第3項>

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の推進に当たっては、道民や来訪者、事業者の果たす役割も大きいことから、道は、これらの者の取組を促進することを責務として定めるものです。

<第4項>

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策が、国や道、関係市町村といった行政機関、公益財団法人知床財団等の地域の関係団体、学識経験を有する者で構成される知床世界自然遺産地域連絡会議や知床世界自然遺産地域科学委員会等で協議・合意されていることに鑑み、道は、必要な施策を推進するに当たっては、これら会議において合意された事項を尊重する責務があることを定めるものです。

なお、道は、本規定に基づき、当該合意された事項を尊重して、可能な限り当該合意された事項の実現に向けて努力する必要がありますが、当該合意事項には、道に対する法的拘束力はありません。



(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 関係団体は、前項の取組の推進に当たっては、国、道及び関係市町村と緊密に連携するとともに、道民等及び事業者との協働に努めるものとする。

【解 説】

関係団体とは、主に公益財団法人知床財団を想定しています（詳細は、第2条第4項の「関係団体」の定義を参照してください。）。

知床世界自然遺産の保全や適正な利用の推進において、このような法人等の果たす役割の大きさに鑑み、道民や来訪者、事業者とは別に、その役割を定めるものです。

<第1項>

関係団体は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する取組を推進するよう努める必要があることを定めるものです。

なお、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する取組を推進する責務又は役割は、第4条並びに第5条及び第6条に規定するとおり、道や道民、来訪者、事業者も担っており、本規定は、関係団体が知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する取組を推進するすべての役割を負うことを規定するものではありません。

<第2項>

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する取組を推進するに当たっては、関係行政機関と連携するとともに、道民や来訪者、事業者との協働に努める役割を定めるものです。

(道民等の役割)

第6条 道民等は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるものとする。

2 知床世界自然遺産の区域内の住民は、基本理念にのっとり、日常生活において知床世界自然遺産の自然環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するよう努めるとともに、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとする。

3 来訪者は、基本理念にのっとり、自らの行動が知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、国、道、関係市町村及び関係団体が知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するために定めた来訪者の遵守すべき事項を遵守するものとする。

4 道民等は、基本理念にのっとり、国、道、関係市町村及び関係団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解 説】

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の一翼を担う道民と来訪者の役割を定めるものです。

<第1項>

道民等は、基本理念にのっとり、種々の機会を通じて、知床世界自然遺産の顕著な普遍的価値や、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深める必要があることを定めるものです。

具体的には、日頃から、知床世界自然遺産に関する情報に耳を傾けるとともに、知床世界自然遺産を訪れた際には、地域で配布している啓発資材、設置してある看板等に記載してある内容をよく読み、理解する必要があることを定めるものです。

<第2項>

遺産区域内及びその隣接地内の住民は、日常生活において、ヒグマ、エゾシカ等の野生動物への接近の回避、ゴミの流出の防止、自然環境の負荷の少ない交通機関の利用など、自然環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するよう努めるとともに、例えば、知床世界自然遺産の保全や適正な利用に資する寄付、SNS（※）を用いた情報発信、近隣住民への呼びかけなど、自ら、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を行うよう努めることを定めるものです。

※ SNS

social networking service（ソーシャルネットワークサービス）の略。互いが友人を紹介し合い、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーション・サービスのこと。

<第3項>

来訪者は、ヒグマ、エゾシカ等の野生動物への接近の回避、ゴミの流出の防止、自然環境の負荷の少ない交通機関の利用など、前項前段に規定する住民が努める必要のある事項はもちろん、加えて、特に野外活動で問題になる植物の踏み荒らし、し尿の垂れ流し等を行わないよう、十分に気をつける必要があることを定めるものです。

また、来訪者は、知床世界自然遺産のビジターセンター等で注意を促している遺産地域に立ち入る際の留意事項など、関係行政機関・団体が知床の保全や適正な利用を推進するために定めた来訪者の遵守すべき事項（自主ルール）を遵守しなければならないことも定めるものです。

<第4項>

道民等は、関係行政機関・団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策や取組に協力するよう努めることを定めるものです。

主な協力としては、自然環境に関するイベント（自然体験、植樹、ゴミ拾い等のイベント）への参加、奨励するエコツアーガイドの利用、携帯トイレの持参等です。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、知床世界自然遺産の自然環境に配慮した事業活動を行うよう努めるものとする。

2 知床世界自然遺産の区域内の事業者は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、国、道、関係市町村及び関係団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の一翼を担う事業者の役割を定めるものです。

<第1項>

事業者は、基本理念にのっとり、同一業種間（漁業者同士、観光業者同士など）の協力はもちろん、異業種間の協力（旅行者に漁業の歴史等について学んでもらうため漁業者と観光業者が協力するなど）の下に、自然環境に配慮した事業活動を行うよう努めることを定めるものです。

対象事業者は、主として、観光業及び農林水産業を想定していますが、それ以外の事業者も対象となりえます（例えば、自然景観の保全は、施設を建設する各事業者等が対象となります。）。

<第2項>

遺産区域内及びその隣接地内の事業者は、事業活動以外においても、社員の福利厚生等における環境への配慮、環境を保全する取組への寄付など、自ら、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を行うよう努めることを定めるものです。

<第3項>

事業者は、前条第4項で定める道民等の役割同様、関係行政機関・団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めることを定めるものです。

## 第2章 基本的施策

(知床世界自然遺産地域管理計画等に基づく施策の推進)

第8条 道は、知床世界自然遺産地域管理計画（国及び道が共同して定めた知床世界自然遺産の管理に関する計画（変更があったときは、その変更後のもの）をいう。）その他道が国、関係市町村等と共同して定める知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する計画及び方針に基づき、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するものとする。

### 【解 説】

一般的に、ある施策を総合的かつ計画的に推進するためには、その方針や具体的な施策などを明らかにする必要がありますが、道は、平成21年12月、国（環境省、林野庁及び文化庁）と共同して「知床世界自然遺産地域管理計画」を策定し、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するに当たっての方針等を定めています。

また、この計画のほかに、次のような計画等を定めています。

- ・知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画（H24.2 知床世界自然遺産地域科学委員会）
- ・第2期知床半島エゾシカ保護管理計画（H24.3 釧路自然環境事務所・北海道森林管理局・道）
- ・第2期知床世界自然遺産地域多利用型統合的海域管理計画（H25.3 環境省・道）
- ・知床半島ヒグマ保護管理方針（H24.3 釧路自然環境事務所・北海道森林管理局・道・斜里町・羅臼町）
- ・知床エコツーリズム戦略（H25.3 知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議） など

このため、道は、新たに計画を定めるのではなく、これらの計画等に基づき、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進することを定めるものです。

なお、今後、道が国、関係市町村等と共同して新たに定める知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する計画及び方針も、本条の対象となります。

(施策の立案等における配慮等)

第9条 道は、知床世界自然遺産に関係する施策及び事業の立案及び実施に当たっては、知床世界自然遺産の自然環境の保全への影響について十分配慮するものとする。

2 道は、定期的に、知床世界自然遺産における自然環境、人為的な活動等の状況を勘案し、知床世界自然遺産に関係する施策及び事業の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【解 説】

<第1項>

道は、知床世界自然遺産に関係する各種の施策・事業を立案し、及び実施するに当たっては、知床世界自然遺産の自然環境への影響について十分配慮することを定めるものです。

本項は、遺産区域及びその隣接地の自然環境に影響を及ぼすおそれのあるあらゆる道の施策・事業（道路の整備・改良、河川工作物の設置・改良、水産振興、観光振興等）が対象となります。

<第2項>

各種施策・事業を立案し、又は実施する際に適切な施策・事業であっても、当該施策・事業の立案後又は実施後、知床世界自然遺産の自然環境の状況や人々の活動の状況など、知床世界自然遺産を取り巻く状況が変化することも想定されます。

このため、道は、定期的に、当該施策・事業の見直しの必要性について検討し、その結果に基づき必要な

措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

(国、関係市町村等の意見等の反映)

第10条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策に、国、関係市町村、関係団体、道民及び事業者の意見及び提案を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第4条第1項において、「道は、政策の形成過程において、道民の意向を的確に把握し、これを政策に反映するため、道民が参加する機会の拡大に努めなければならない。」と定められています。

このため、道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策に、道民や事業者の意向を反映することができるよう必要な措置を講ずることを定めるものです。

また、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用は、国（主に環境省や林野庁）と共同で、また、地元自治体である斜里町や羅臼町、公益財団法人知床財団等とも手を携えて推進しています。

このため、道は、これら関係機関・団体の意見や提案についても的確に把握できるよう必要な措置を講ずることも定めるものです。

本規定に基づく具体的な措置は、パブリックコメントの実施、道ホームページ等を通じた意見及び提案の募集、各種会議における参加機関からの意見の聴取等が想定されます。

(関係者間の意見の調整)

第11条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用が図られるよう、自然環境の保全を図るための取組を行う者、自然環境を利用して事業活動を行う者等の関係者間の意見を調整するよう努めるものとする。

【解説】

本条例が推進しようとする知床世界自然遺産の保全及び適正な利用は、「自然環境を保全すること」と、「観光旅行、余暇活動、事業活動等の活動を行うこと」の両立をどのように図るかが重要です。

このため、道は、この両立が図られるよう、自然環境の保全を図るための取組を行う者、自然環境を利用して事業活動を行う者等の関係者間の意見を調整するよう努めることを定めるものです。

本規定の具体的な措置は、道が国と共に事務局を担っている適正利用・エコツーリズム検討会議における検討を通じて意見調整を行うことが想定されます。

(体制の整備)

第12条 道は、国、関係市町村及び関係団体と連携して知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

【解説】

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を、国、関係市町村及び関係団体と連携して推進するためには、これら機関・団体との意見調整、情報交換・共有等を行う体制が必要です。

また、生態系や生物多様性の保全に当たっては、知床世界自然遺産の自然環境を把握し、科学的なデータに基づいて陸域と海域の統合的な取組に必要な助言を得るため、学識経験を有する者による助言機関等を設置することも必要です。

このほか、国、関係市町村及び関係団体と緊密な連携を図る必要もあることから、道職員の適正な配置も必要です。

このため、道は、このような体制を整備することを定めるものです。

本規定に基づく具体的な措置は、各種会議の設置・見直し、道職員の地元への配置等が想定されます。

なお、関係行政機関等と協議を行うための体制が必要なときは、知床世界自然遺産では、既に次の会議が設

置されていますので、原則として新たな会議は設置せず、これら既存の会議を活用します。

- ・科学委員会
- ・地域連絡会議
- ・適正利用・エコツーリズム検討会議

※ いずれも部会等を含む。

(関係市町村等に対する支援)

第13条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、関係市町村及び関係団体が実施する施策及び取組を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、関係市町村や関係団体が実施する施策及び取組を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずることを定めるものです。

本規定に基づく具体的な措置は、情報提供のほか、地域づくり総合交付金の交付、道と連携協定を締結している企業からの寄付等が想定されます。

(調査等の推進)

第14条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を適切に推進するため、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、調査を定期的に行うとともに、科学的知見等の集積及び共有を図るものとする。

【解 説】

学識経験を有する者による助言機関等から適切な助言を得て、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を適切に推進するためには、知床世界自然遺産の自然環境に関する科学的なデータ、さらには、観光やレクリエーション利用に関する社会科学的なデータが必須となります。

また、助言機関等が把握しているモニタリング結果や、関係行政機関や学術・研究機関が個々に行っている調査の結果等を集約し、関係行政機関や関係団体が活用できるようにしなければなりません。

このため、道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する調査を継続して定期的に行うとともに、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する科学的知見等の集積や共有を図ることを定めるものです。

本規定に基づく具体的な措置は、定期的な調査として、海棲哺乳類、サケ科魚類等のモニタリングや、漁業生産高、観光客入込数等の各種統計調査が想定されます。また、科学的知見等の集積及び共有は、科学委員会及び各ワーキンググループ等で取りまとめたデータ等の知床データセンターへの集積等が想定されます。

(道民等の理解の増進等)

第15条 道は、知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する道民等の理解の増進を図るため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、国内外からの知床世界自然遺産への来訪を促進してエコツーリズムの推進を図るため、情報の提供、知床世界自然遺産の自然との触れ合いの場及び機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する道民等及び事業者の取組の促進を図るため、知床世界自然遺産において遵守されるべき事項の策定その他必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

<第1項>

道は、道民や来訪者が、知床世界自然遺産の自然環境あるいは文化や歴史に興味を持ち、知床世界自然遺産の顕著な普遍的価値や、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるよう、情報の提供その他必要な措置を講ずることを定めるものです。

本規定に基づく具体的な措置は、「世界自然遺産・知床の日」の制定（目的：道民や来訪者、事業者、関係行政機関等のすべての関係者が、知床世界自然遺産の自然遺産として登録された意義を再認識するとともに、一体となって知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に取り組む気運を高める。）、啓発資材の作成・配布等が想定されます。

<第2項>

道は、国内外からの来訪を促進してエコツーリズム（「エコツーリズム」については、第3条第6号の解説を参照してください。）を推進するため、情報の提供、知床世界自然遺産の自然とのふれあいの場及び機会の提供その他必要な措置を講ずることを定めるものです。

本規定に基づく具体的な措置は、道内外での各種イベントや道ホームページを活用した知床世界自然遺産のPR、知床世界自然遺産における自然体験イベントの開催又は支援等が想定されます。

<第3項>

道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する道民や来訪者、事業者の取組の促進を図るため、知床世界自然遺産において遵守されるべき事項の策定その他必要な措置を講ずることを定めるものです。

（担い手の確保及び育成）

第16条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の確保及び育成のために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

人口減少による地域の担い手不足が懸念されており、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手や、それを実行する担い手などを確保していくことが求められています。

このため、道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の確保及び育成のために必要な措置を講ずることを定めるものです。

担い手は、第3条第7号の解説に記載しているとおり、公益財団法人知床財団等で活躍する地域のリーダー的な存在や、エコツアーガイドなどの来訪者に直接かかわる事業者に加え、知床世界自然遺産の保全や適正な利用の推進の一翼を担う道民も対象です。

本規定に基づく具体的な措置は、リーダー的な担い手の確保及び育成のための公益財団法人知床財団への支援や、エコツアーガイドの確保及び育成のための当該ガイドの需要の掘り起こし、道民向けの出前講座等が想定されます。

（関係法令等に基づく措置）

第17条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を図るため、この条例に基づく施策のほか、漁業法（昭和24年法律第267号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を図るため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

【解説】

<第1項>

知床世界自然遺産の保全及び適正な利用は、本条例に基づく施策の推進と、漁業法、森林法等の法令による措置と相まって、はじめて推進されるものです。

このため、道は、この条例に基づく施策の推進に加え、これら法令に基づく措置を講ずることを補足的に定めるものです。

具体的には、次のような措置が想定されます。

法 令	主な措置の内容
森林法	保安林の指定、森林所有者の責務
北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）	文化財の指定、現状変更等の許可
漁業法 北海道海面漁業調整規則（昭和 39 年北海道規則第 132 号） 北海道内水面漁業調整規則（昭和 39 年北海道規則第 133 号）	漁業等の許可、漁業規制
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）	道路管理者以外の工事、施設設置及び継続使用の承認並びに通行の禁止・制限
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）	交通規制

<第 2 項>

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法令に基づく措置には、国が所管するものが多くあります。

このため、道は、これらの措置が必要と判断されたときは、当該所管省庁との調整を図り、当該必要な措置が講じられるよう努めることを定めるものです。

（財政上の措置）

第 18 条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解 説】

道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進していく上で、必要な財源の確保（予算措置）に努めることを定めるものです。

附則

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【解 説】

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することを定めるものです。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

知事は、条例制定後 5 年ごとに、知床世界自然遺産を取り巻く諸状況の変化を確認した上で、その変化に応じて、条例の改正、施策の見直し等の必要性を検証し、当該検証の結果に基づき必要な措置を講ずることを定めるものです。

このような規定は、「見直し条項」あるいは「検討条項」と呼ばれており、道においては、政策的な条例や規制条例では、すべてこのような規定を置くことにしています。